

# 春日井市の簡素化要件

春日井市健康福祉部 介護・高齢福祉課

1

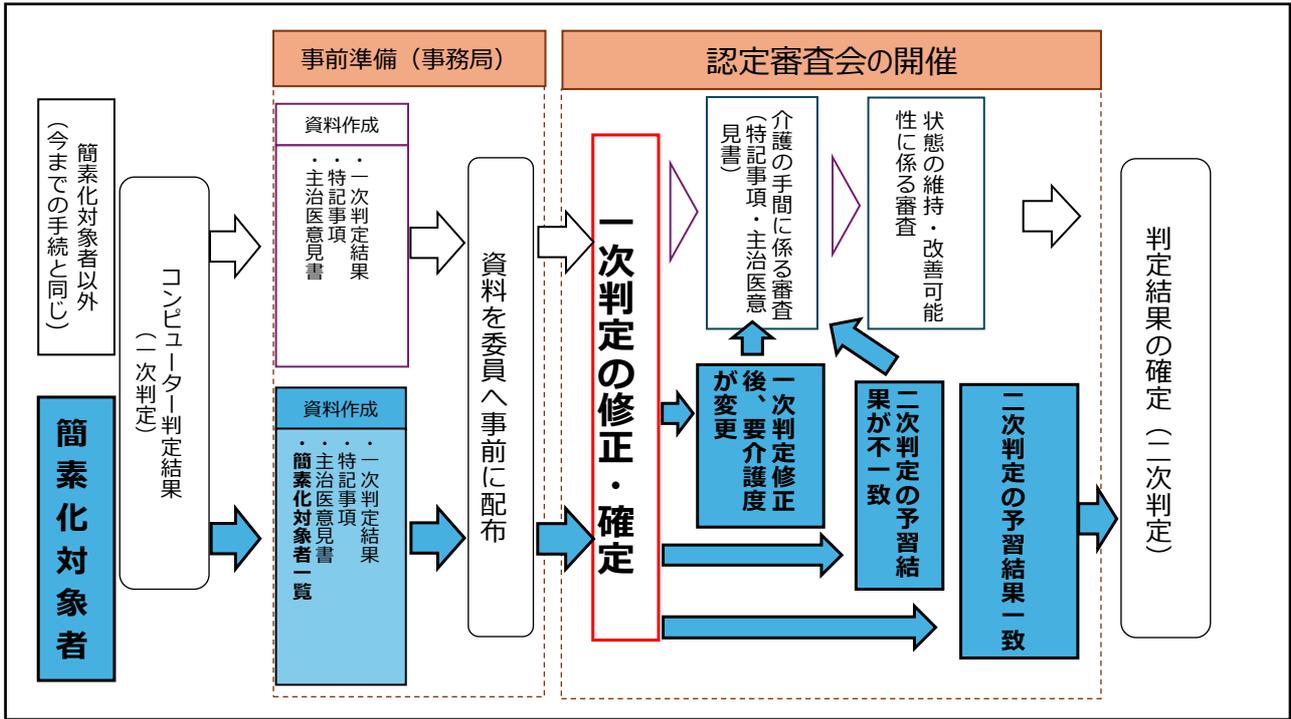
## 春日井市介護認定審査会における審査の簡素化について

### 1 対象

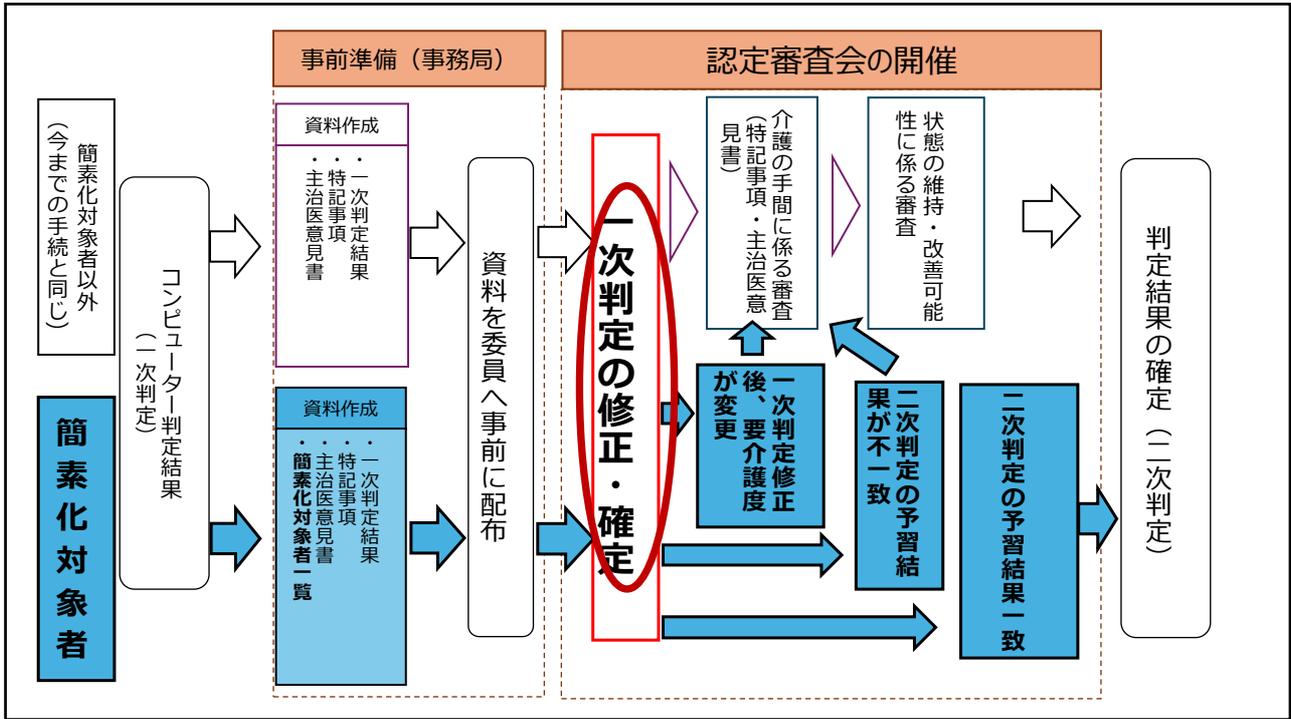
次の全ての要件に合致する認定申請

- (1) 第1号被保険者
- (2) 更新申請（要介護・要支援）
- (3) コンピュータ判定結果の要介護度が現在の要介護度と一致
- (4) 前回の認定有効期間が12か月以上
- ~~(5) コンピュータ判定の結果が「要支援2」又は「要介護1」である場合は、状態安定性判定ロジックの判定結果が「安定」~~
- (5) コンピュータ判定の結果による要介護認定等基準時間が「1段階重い要介護度に達するまで3分以内（重度化キワ3分以内）」ではない
- (6) 今回の一次判定が要介護4・5

2



3



4

## 一次判定の修正・確定

- ① 調査上の単純ミス(警告コード)
- ② 日頃の状況と異なる場合【能力／有無(麻痺等拘縮)】
- ③ より頻回な状況で選択している場合【介助の方法】
- ④ 不適切な介助と調査員が判断する場合【介助の方法】
- ⑤ 調査員が判断に迷った場合
- ⑥ 特別な医療
- ⑦ 障害／認知症高齢者の日常生活自立度の確認

5

## ⑦障害/認知症高齢者の日常生活自立度 自立度の一次判定への影響＝認知症加算

条件 1

- ・ 基準時間が70分未満 (要介護2以下)

条件 2

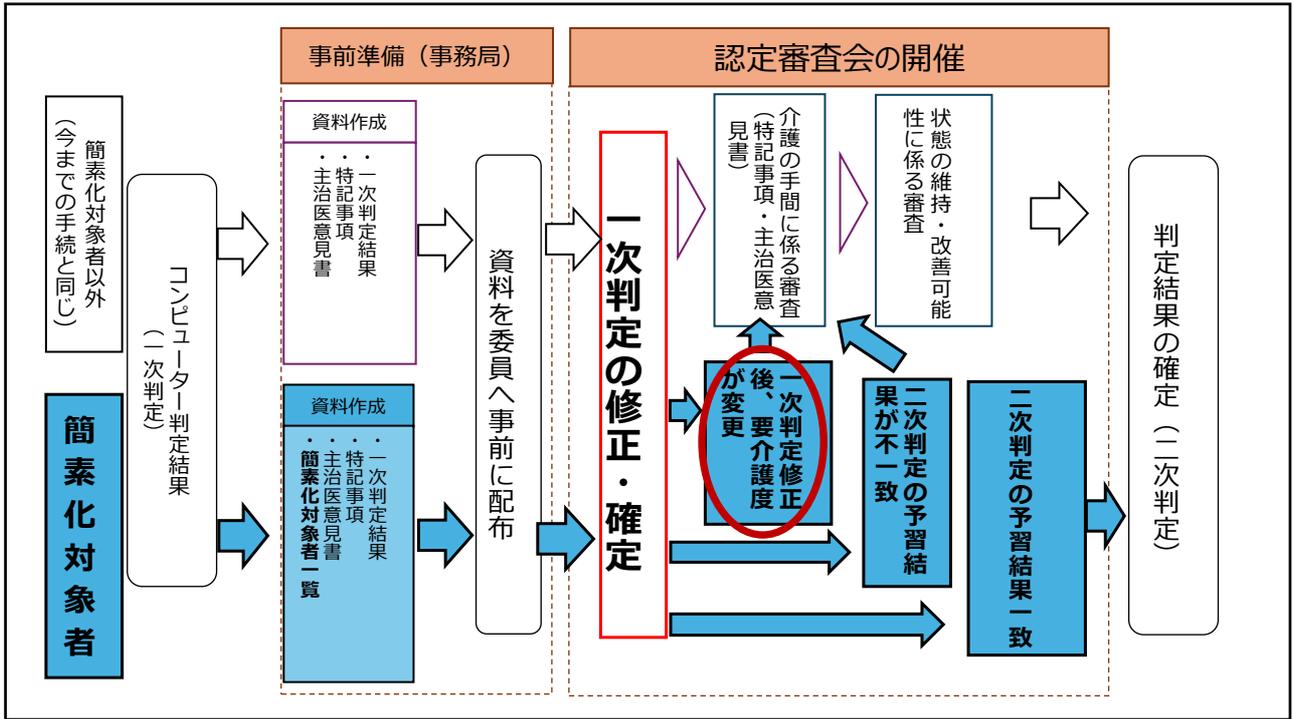
- ・ 運動能力の低下していない認知症高齢者→7-1が Aランク以下

条件 3

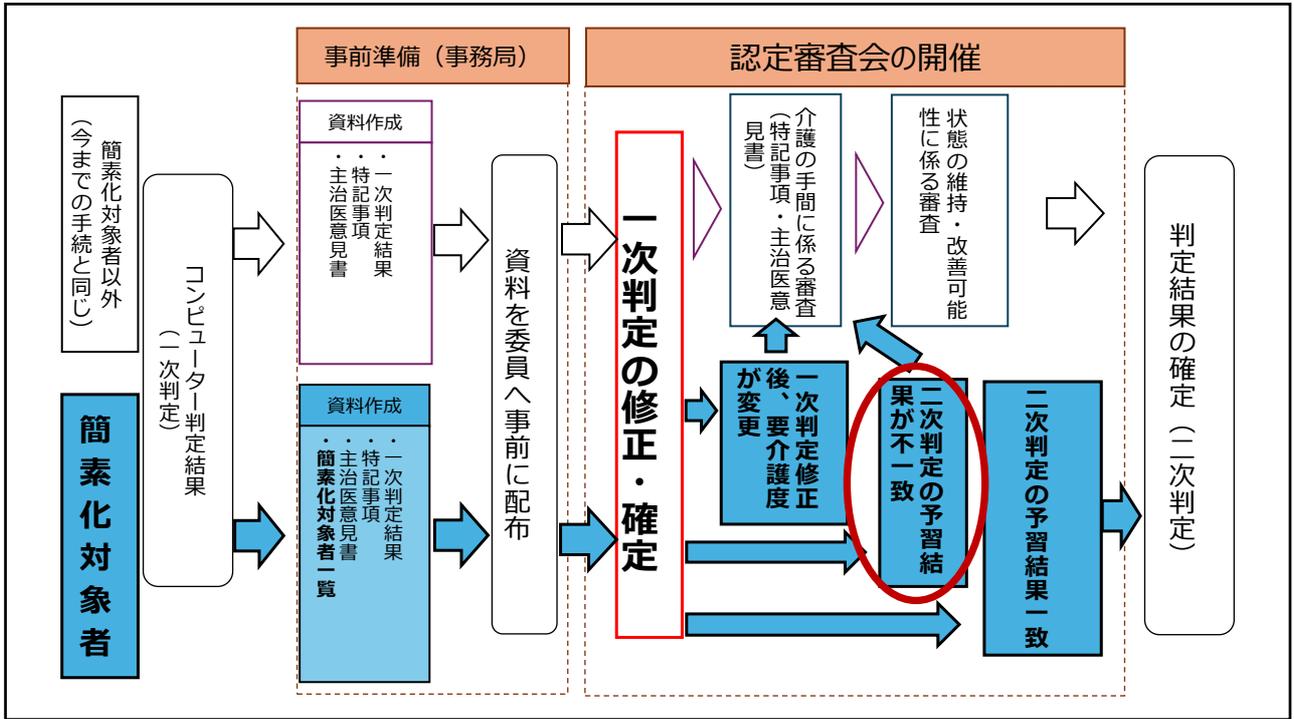
- ・ 認定調査の認知症高齢者自立度→ 7-2が IIIランク以上

＝認知症加算のロジックの最低条件、最大40分の加算時間が発生

6



7



8

## 介護の手間に係る審査判定

通常の例よりも「介護の手間」がより「かかる」「かからない」の視点での評価

- 一次判定ソフトの推計では評価しきれない部分を委員の専門性・経験に基づき介護の手間（＝時間）を検討。
- 「介護の手間」が「かかる」「かからない」と判断した場合、要介護認定等基準時間も参考に、一次判定の変更が必要かどうか吟味。
- 特記事項・主治医意見書に基づいて審査（理由を記録することが重要）

上記内容を各審査委員が評価した結果、**一次判定と違う二次判定の場合は**、簡素化を外す＝通常事例として審査

9

## 一次判定が 要介護4

二次判定で要介護5になる事例に挙げられる重度変更理由の例

- ・ 移動や移乗、入浴の介助等を2人がかりで行っている。
- ・ 吸引などの医療処置を一日のうちで頻回に行う必要がある。（吸引は、特別な医療の項目にはない）
- ・ 拘縮が顕著で、おむつ交換は複数の介助者が行う。
- ・ 胃ろうにトラブルがあり、経管栄養の度に何らかの処置を行う。

10

## 認定の有効期間

簡素化事例



長期間にわたり、審査判定時の状況が変化しない



48か月

11

## 介護認定審査会として付する意見

### ◇有効期間の延長・短縮

■原則：新規・区変：6ヶ月／更新：12ヶ月

■短くする／長くすることが可能

要介護状態区分の長期間にわたる固定は、時として被保険者の利益を損なう場合あり。

【例】 介護の手間の改善がみられるにもかかわらず、同じ要介護状態区分で施設入所が継続されれば、利用者は不要な一部負担を支払い続けることになる。

すべてのケースで適切な有効期間の検討が必要。

■議論のポイント

入退院の直後、リハビリテーション中など

急速に状態が変化している場合

長期間にわたり状態が安定していると考えられる場合。

12

**簡素化事例について、疑義がある場合は、**

審査会時は、事務局が

「簡素化事例として判定してよろしいですか。」  
とお尋ねします。その際、

「検討したい項目があります。」  
とお伝えください。

議論の内容によって、簡素化の適用を決定していきます。